

せい かつ ほ ご しんせい こくみん けんり
生活保護の申請は国民の権利です。

やちん はら
**家賃が払えなくて
 住むところがない**

ちい こ
**小さい子どもがいるので
 働ける時間が短い**

わたし ねんきん
**私たちの年金では
 暮らせない**

けが おや かいご
**怪我や親の介護で
 働けない**

いりょうひ かね
**医療費にお金がかかり
 生活できない**



せい かつ ほ ご ひつよう かろうせい
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものです。

こま そうだん
お困りのときは、ためらわずにご相談ください。

なんぶふくしじむしょ
南部福祉事務所
 ちゅうぶふくしじむしょ
中部福祉事務所
 ほくぶふくしじむしょ
北部福祉事務所
 みやこふくしじむしょ
宮古福祉事務所
 やえやまふくしじむしょ
八重山福祉事務所

tel.098-889-7150

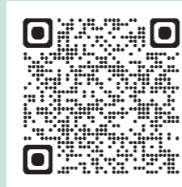
tel.098-938-9709

tel.0980-52-2549

tel.0980-72-3771

tel.0980-82-2330

おきなわけんほご えんごか
 沖縄県保護・援護課
 ホームページ



さくせい 作成
 おきなわけん こ せい かつ ふく し ぶ ほ ご えんごか ほ ご じりつし えんはん
沖縄県子ども生活福祉部 保護・援護課 保護・自立支援班

そう だん
どこに相談したらいいかわからない。

しゅうしょく
**就職がなかなか
 できない。**

かぞく そうだん
家族の相談がしたい。

こころの悩み
 きを聞いてほしい。

やと めし
**雇い主とのトラブル
 を抱えている。**

なに なに
**何かしたいけど
 何からはじめていいのかわからない**

やちん ぜいきん
**家賃や税金
 が払えない。**

たじゅうさいむ りこんもんだい
多重債務や離婚問題

アルコール・ギャンブル
 もんだい かが
などの問題を抱えている。

せいかつ
**生活費に
 困っている...**

がしつけ
**貸付について
 相談したい。**

ひとりでも悩まず、ご相談ください。 **相談無料 秘密厳守**

おきなわけん しゅうしょく せい かつ し えん
沖縄県 就職・生活支援パーソナルサポートセンター

なんぶ 南部 **tel.098-851-7105**

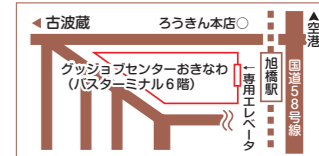
はえばるちよう みやひら
 南風原町宮平 496-21 SKSビル 1F



【管轄地域】西原町、与那原町、八重瀬町、南風原町、渡嘉敷村、渡名喜村、座間味村、粟国村、南大東村、北大東村、多良間村、竹富町、与那国町

なんぶししよ 南部支所 **tel.098-917-5407**

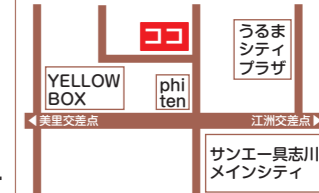
なはし いずみざき
 那覇市泉崎 1-20-1-6F(グッジョブセンターおきなわ内)



【管轄地域】西原町、与那原町、八重瀬町、南風原町、渡嘉敷村、渡名喜村、座間味村、粟国村、南大東村、北大東村、多良間村、竹富町、与那国町

ちゅうぶ 中部 **tel.098-923-0881**

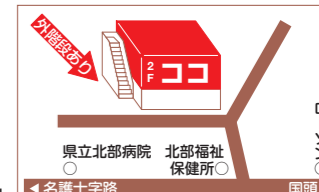
おきなわし あけみち
 沖縄市明道 1-21-5 (1F)



【管轄地域】恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村

ほくぶ 北部 **tel.0980-43-0240**

なごし おおなか
 名護市大中 3-9-1 官公労共済会館 2F



【管轄地域】国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村

くめじま 久米島 **tel.098-851-8335**

くめじま 久米島町字儀間 5(久米島町社会福祉協議会内)

開所日：月～金(祝日、慰霊の日、年末年始を除く)
 開所時間：8:45～17:15
 相談時間：9:00～12:00・13:00～16:00

【管轄地域】久米島町

生活困窮者自立支援制度

対象となる方

おきなわけんちやうそんぶ きよじゆう かた しつぎやうなど けいざいてき もんだい せいゆつ こま かた
 沖縄県町村部に居住している方で、失業等により経済的な問題で生活に困っている方、
 はたら ふあん かか かた かぞく なや かた せいかつ しゅうしょく もんだい かか
 働くことに不安を抱えている方、家族のことで悩んでいる方など、生活や就職の問題を抱
えている方はどなたでもご相談ください。年齢に制限はございません。

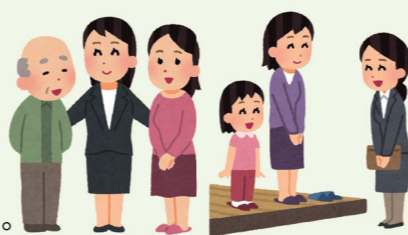
自立相談支援事業 一人ひとりに寄り添い一緒に考え自立に向けた支援を行なっていきます。

1. 生活や就労について困りごとや不安を抱えている場合は、まずはご相談ください。

せいけんいん そうだん う しえん ひつよう いっしょ かんが じしん せいかつ た なお
 支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、あなた自身が生活を立て直していけ
 るように具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。また、様々な事情で家
 から出られない方、地域から孤立している方などに、アウトリーチ(訪問支援等)を通して関わります。

2. 身近な関係機関と連携して支援します。

さまざま せいど かつよう かんけいきかん れんけい しえん おこな
 様々な制度を活用し、関係機関と連携しながら支援を行っていきます。
 そうだん わ ばあい てきせつ まどぐち いっしょ さが
 どこに相談したらいいかわからない場合でも、適切な窓口を一緒に探します。



制度のご利用にあたって

1. 秘密厳守で、個人情報(ご相談の内容や、ご本人、ご家族の秘密)は守ります。

2. 生活保護受給中の方は本制度を利用できません。

3. お金の貸付や給付を目的とした制度ではありません。



相談の流れ

相談

ほんにん かぞく らいしよ でんわ
 ご本人やご家族などが来所、もしくは電話か
 らご相談ください。何らかの
 りゆう まどぐち こ
 理由で窓口にお越しいただけ
 ない場合は、相談支援員等が
 じたく ほうもん
 ご自宅にご訪問します。



利用申込

せいかつこんきゆうしゃじりつし
 生活困窮者自立支
 えんせいど りよう もう
 援制度の利用を申
 こ
 し込みます。



支援プランの作成

そうだんしえんいん じりつ む
 相談支援員が自立に向けた
 しえん いっしょ
 支援を一緒に
 かんが しえん
 に考え、支援
 プランを
 さくせい
 作成します。



支援

そうだんしえんいん かくじぎょう しえんいん
 相談支援員や各事業の支援員
 さまざま きかん れん
 が様々な機関と連
 けい こま
 携して、困りごと
 かいけつ む し
 の解決に向けた支
 えん おこな
 援を行います。



住居確保給付金 家賃相当額を確保して自立

りしよく はいぎょう きゆうぎやうなど けいざいてき こんきゆう じゆうきよ
 離職、廃業や休業等により経済的に困窮し、住居
 うしな かた うしな かた きゆうしょくかつ
 を失った方または失うおそれのある方に、求職活
 どうなど じょうけん いっていきかんやちんそうとうかく じょうけん
 動等を条件に、一定期間家賃相当額(上限あり)
 しきゆう ようけん
 を支給します。※要件あり。
 しんざ およ けつてい
 ※審査及び決定は
 ふくしじむしょ おこな
 福祉事務所が行います。



一時生活支援事業 衣食住を確保して自立

じゆうきよ も かた ふあんてい きよ
 住居を持たない方、ネットカフェなどの不安定な居
 じゆうけいだい かた たい いっていきかん ひつよう いしよくじゆうなど
 住形態にある方に対し、一定期間必要な衣食住等の
 にちじょうせいゆつ ひつよう しえん おこな
 日常生活に必要な支援を行います。また、安定した
 せいゆつ む ふどうざんぎやうしゃなど
 生活に向けて、不動産業者等と
 れんけい す かくほ
 連携し、住まいの確保などのお
 てつだ おこな ようけん
 手伝いも行います。※要件あり



就労準備支援事業

じりつ む きそのうりよくこうじゆう
 自立に向けた基礎能力向上

しゃかい かか ふあん たにん
 「社会との関わりに不安がある」、「他人とのコミュ
 ニケーションがうまくとれない」など、すぐに働
 くことが難しい方に対し、一定期間、プログラム
 むすか かた いっていきかん
 に沿って就労自立等に向けた基本的な能力を養い
 そ しゅうろくじりつなど む きほんてき のうりよく やしな
 ながら、さまざまな体験の
 たいけん
 提供を行います。
 ていきよう おこな
 ようけん
 ※要件あり。



就労訓練事業

じゅうなん はたら かた しゅうろくくねん ば ていきよう
 柔軟な働き方による就労訓練の場の提供。

かた しごと ていきよう
 その方にあったお仕事をすきっかけを提供する
 しゅうろくくねん ちゅうかんてき
 就労訓練(いわゆる「中間的
 しゅうろく せいど かつよう じ
 就労」)の制度を活用し、自
 りつ む しえん おこな
 立に向けた支援を行います。



子どもの学習・生活支援事業

こ まな せいちよう
 子どもたちの学びと成長をサポート

かくがくしゅうしえんきやうしつ がくしゅうしえん にちじょうてき
 各学習支援教室にて、学習支援をはじめ、日常的な
 せいゆつしゅうかん なかま てあ かつどう
 生活習慣、仲間と出会い活動でき
 いばしよ しんがく かん じよ
 る居場所づくり、進学に関する助
 げん おこな こ ほごしゃ
 言などを行い、子どもと保護者の
 そうほう ひつよう しえん おこな
 双方に必要な支援を行います。



Notice regarding the provision of consultation services regarding money, employment, housing and other matters related to daily living.

Okinawa Prefecture offers consultation services with specialized consultants. Feel free to talk to us regarding even the smallest of your concerns.

